

第6回 富山市空家等対策推進協議会 議事録

○日 時：令和元年5月27日 10時00分～12時00分

○会 場：富山市役所802会議室

○委 員：

(敬称略・五十音順)

富山県弁護士会 井加田 宏

富山県中古住宅流通促進協議会 高橋 實

富山国際大学 教授 長尾 治明

わくわく法人 rea 東海北陸不動産鑑定・建築スタジオ株式会社 代表取締役 中山 聡

社会福祉法人 富山市社会福祉協議会 専務理事 橋本 勝広

東京工業大学 准教授 真野 洋介

富山市自治振興連絡協議会 副会長 山邊 光和

○報 告：

今年度の空き家対策の主な取り組みについて

○議 題：

議題となる特定空家等について

(1) 新規特定空家等の判断および措置について(非公開)

(2) 特定空家等に対する措置の施行について(非公開)

(報告)「今年度の空き家対策の取り組みについて」

事 務 局 (資料1について説明)

委 員 空き家ではない物件が1件あったという説明でした。苦情を受けて現地調査に行ってからそれが初めてわかるというのはどのような状況でしょうか。

事 務 局 現地調査の結果、住人がいることがわかったというものです。苦情を受けた物件については、全て現地で確認することになっています。その確認作業によって、空き家ではなかったと判断したものが数件あります。

委 員 該当家屋に人が住んでいたにも関わらず苦情を言っていたかもしれないということですか。

事 務 局 そのようなことも考えられます。時間帯によって申立者が住人を見かけていないということや、引っ越してきたばかりで留守の状態を空き家だと思ったことで、市に連絡したという可能性もあります。

委員 人が住んでいる家屋を勝手に新たな案件にしてしまうと行政訴訟の対象になる可能性があるのでしょうか。

事務局 そのようなことも考えられます。私たちが現地で確認している時に中に住人がおられた、あるいは電気が点いていた等の理由で、空き家か空き家でないかという判断をしています。

会長 以上でよろしいでしょうか。

委員 (意見なし)

(議事)

議題(1) 新規特定空家等の判断及び措置について

(2) 特定空家等に対する措置の施行について

議題1、2については個人情報が含まれるため、会長が非公開とする旨を委員に諮ったところ、異議なく承認された。

(閉会)

会長 本日の案件に関しては以上です。
全体を通して、ご意見・ご質問はありませんか。

委員 先ほど(代執行の)解体の際には、報道機関から取材してもらえるという話がありましたが、一方で、空き家対策にはいろんな段階があります。個別の案件に対する具体的な対応の公開は難しいとしても、その段階についてのPRの方法があるように思います。いろんなケースもあり複雑でもあるので、わかりやすく伝えるということは難しいかもしれませんが、(特定空家等に対する各段階の措置を伝えることで)我が身にも訪れることだと感じてもらえ、よりPR効果があるように思います。協議会や民間連携でのPRの中にそのようなメッセージをいれても良いのではないのでしょうか。

会長 協議会の方でもPRをどのように行うのか検討していけば良いと思います。

委員 この協議会の議論がなければ市は次の手続きに進めないものなのではないのでしょうか。それとも任意に協議しているだけなのではないのでしょうか。

事務局 本協議会については任意のものになります。空家等対策計画に定めたとおり、代執行や命令を行う前に協議会の意見を聴取するように取り決めています。ただ、富山市での特定空家等の取り扱いの歴史は浅いので、これまで措置を行った特定空家等についても随時状況を報告しています。

会 長 他にご意見・ご質問はありませんか。

委 員 (意見なし)

会 長 では、以上で第6回の協議会の方を終了します。

以上